㈱　災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

㈱　連絡調整のため特定石油精製業者等が組織する団体の担当者も上記の場所に集合することとする場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

⑵　情報共有に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が情報交換を行う事項

・石油の貯蔵施設の被災状況等に関して具体的に情報交換を行う事項

・石油の貯蔵施設における入出荷量及び在庫量等に関して具体的に情報交換を行う事項

㈱　特定石油精製業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

㈱　情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

⑶　経済産業省より被災地等への石油の供給要請を受けた場合における特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

・災害対策基本法（昭和36年法律第213号）に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の方法

㈱　災害対策基本法に基づき、政府・地方公共団体等の公的機関がその必要性及び緊急性等について判断した上で、経済産業省を通じて、被災地等の需要家への石油の供給要請があった場合における特定石油精製業者等相互の連絡の詳細な手順について記載した資料を添付すること。

4　特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が共同利用を行う石油の貯蔵施設

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）

㈱　災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

㈱　共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

5　特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油精製業者等が行う石油の輸送に係る協力

㈱　石油の輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

6　本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

○本届出書の計画が対象とする地域内の地方自治体等との情報共有

㈱　情報共有の状況を記載した資料を添付すること。

7　国家備蓄石油を保有する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）
貯蔵量		
油種（　　）		キロリットル
油種（　　）		キロリットル
油種（　　）		キロリットル
油種（　　）		キロリットル

特定石油精製業者等の名称	石油の貯蔵施設の名称	住所
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）